

国家公務員募集

令和3年度 第2回 厚生労働省本省係長級職員（一般職相当）採用 選考案内

厚生労働省本省では、政策の企画・立案、施行等にかかる一般行政事務を担う係長級職員（一般職相当）を募集します。

この選考は、複雑多様化する厚生労働行政のニーズに迅速かつ的確に対応していくため、政策実行の主力となる係長級職員について、多様な能力及び経験を持ち、即戦力となる人材を広く求めるものです。

採用予定人数は、50名程度です。

これまで培った経験やスキルを活かし、国民のいのちと暮らしを守る厚生労働行政に携わる熱意をもった皆さんの応募をお待ちしています。

選考の日程

受付期間	令和3年11月19日（金）～12月10日（金）中までの受信有効 ※ 電子メールのみによる受付 ※ 提出書類：身上申立書、職務経歴書、小論文
第1次選考結果通知日 ※書類選考	令和3年12月27日（月） ※ 第1次選考通過者のみに、当日20時までに電子メールで通知します。 （不合格の場合は通知しません）
第2次選考日 ※面接選考	令和4年1月11日（火）～1月28日（金） ※ 原則上記の間で実施します（土日祝日は除く）。
最終選考結果通知日	令和4年2月4日（金） ※ 第2次選考受験者全員に、合否について当日20時までに電子メールで通知します。

採用予定人数等

採用予定人数	50名程度
採用予定日	令和4年4月1日（金）から6月1日（水）の間で、本人の希望等を考慮します。
職務内容	主に以下のいずれかの行政分野における一般行政事務 （行政分野） 医療・保険、衛生、福祉、年金、官房
主な配属先	本省内部部局（採用後一定期間経過の後、本省内部部局以外の異動もあり得ます）

1. 応募資格

次の①から③のすべてに該当する者。

- ① 大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、令和4年4月1日現在（見込みを含む。）で、次のいずれかの職務経験（③の事務職以外の職務経験も含む。）を有する者
 - ア 大学を卒業した者は7年以上
 - イ 短期大学又は高等専門学校を卒業した者は10年以上
 - ウ 高等学校を卒業した者は12年以上
- ② PCのアプリケーションソフトのワード、エクセル、パワーポイント、アクセス又は一太郎のうち、2つ以上のソフトの操作ができ、かつ、それらソフトの操作による業務経験がある者
- ③ 事務職（総務・人事・企画等の一般事務、経理等の会計事務、営業・販売関連事務などの事務業務を行う職種をいう。）の職務経歴が、令和4年4月1日現在（見込みを含む。）で、平成27年4月1日以降の期間において通算1年以上（通算するには6月以上の期間について勤務した経験に限る。週20時間未満の勤務経験は除く。）となる者

（注意事項）

上記応募資格に定める要件について虚偽の申告があった場合には、受験、採用内定及び採用が無効になることがあります。

ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。

1. 日本の国籍を有しない者
2. 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
3. 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

2. 求める人材

- 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- 困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力を有する者
- 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者

- 職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者

今回の選考において採用された者は、厚生労働行政のうち、「医療・保険」、「衛生」、「福祉」、「年金」、「官房」のいずれかの分野に配属されます。採用後は、その分野を中心に異動を重ね、業務の経験を積み、一般職職員として当該分野のエキスパートとしてキャリアアップします。

それぞれの配属先分野において携わる主な施策及び期待される人材像は以下のとおりです。

配属先分野	主な施策及び期待される人材像
医療・保険	<p>健康保険制度・国民健康保険制度・高齢者医療制度等の運営、診療報酬・医薬品等の価格設定、予防・健康づくりの推進等の医療保険制度に関わる施策に携わります。</p> <p>医療保険分野（医療機関・薬局、医療保険者、審査支払機関等）での職務経験がある方については、本分野での活躍が特に期待されます。</p>
衛生	<p>健康づくりの取組の支援、がん対策、感染症対策等、国民の健康づくりに関わる施策、医薬品・医療機器等の安全性等確保・研究開発支援、食品の安全の確保、生活衛生の向上等の施策、障害者の方に対する保健の向上や、高齢者の介護予防等の施策に携わります。</p> <p>地方公共団体や民間団体、民間企業において、衛生関係（健康増進、疾病対策、医薬品・医療機器等の有効性や安全の確保、精神保健福祉、介護予防、食品の安全の確保、生活衛生の向上等）に係る政策及び事業、広報の経験がある方については、本分野での活躍が特に期待されます。</p>
福祉	<p>地域福祉の推進、生活困窮者への支援、障害児・者施策の充実、介護保険制度の運営等、福祉全般に関わる施策、戦没者の慰霊（戦没者遺骨収集等）やご遺族等の援護等の施策、子育て支援サービスの充実、児童虐待防止対策、社会的養育の推進等の子どもの福祉に関わる施策に携わります。</p> <p>地方自治体（福祉関連部署）や福祉現場（相談窓口等）での実務経験を有する方、福祉関係の資格を取得されている方、援護施策に関する業務においては、語学力（英語、ロシア語、中国語）のある方については、本分野での活躍が特に期待されます。</p>
年金	<p>公的年金制度の企画立案、年金事業の運營業務を担う日本年金機構の指導監督、外国との社会保障協定の締結等、将来にわたって持続可能で国民が安心できる年金制度の確立等に関わる施策に携わります。</p> <p>社会保険労務士資格や年金アドバイザー資格等を有する方、社会保険労務士事務所や地方自治体等における年金業務に関する実務経験を有する方、語学能力検定において一定以上の成績を修めている方については、本分野での活躍が特に期待されます。</p>
官房	<p>厚生労働省の統計・情報政策、予算・決算など、政策立案支援や総合調整に関する業務に携わります。具体的には、次の3つのうち、いずれかの業務を中心に携わることとなります。</p> <p>(1) 厚生労働省の政策立案を支援するための統計調査の企画・実施・公表、情報化の推進や情報セキュリティの確保等に関わる業務に携わります。この業務においては、特に公的機関や民間企業等で、①各種調査の企画、回</p>

	<p>答内容の審査・集計、結果の分析業務に携わった経験を有する方、②ICT・セキュリティ関係業務の企画やシステム整備・運用等の業務経験を有する方、③デジタル技術を活用した業務改革に携わった経験のある方の活躍が期待されます。</p> <p>(2) 厚生労働省の政策の実施に必要な予算のとりまとめ、予算の適正な執行、決算・会計の監査、職員の福利厚生等の業務に携わります。この業務においては、特に公的機関や民間企業等で契約書作成及び経費の支払いなど経理全般の会計業務経験を有する方の活躍が期待されます。</p> <p>(3) 厚生労働省職員の任免（採用、昇任、退職など）、人事評価、給与、服務規律の保持、研修、厚生労働省の組織・定員、その他人事に関する業務に携わります。この業務においては、特に公的機関や民間企業等で、人事・労務管理業務の経験を有する方の活躍が期待されます。</p>
--	--

3 勤務地

厚生労働省本省（東京都千代田区霞が関等（注））の勤務となります（採用後一定期間経過の後、本省内部部局以外の異動もあります）。

（注）原則、東京都千代田区霞が関が勤務地ですが、「年金」分野での配属の場合には、東京都杉並区高井戸西にも厚生労働省本省の内部部局があります。

4. 第1次選考

（1）選考方法

① 経歴評定

職務経歴書（様式2）により、応募資格の審査を行います。また、職歴等に関して職務に有用な経験等の有無についての評価を行います。

② 小論文試験

小論文（様式3）により、係長級職員として業務遂行に必要な能力、適性等を有しているかどうかの選考を行います。

（2）選考結果

令和3年12月27日（月）に、第1次選考通過者に対して、申込時に使用された電子メールアドレス宛に電子メールにて通知します（**不合格者に対しては通知しません**）。

なお、電子メールについては、当日の20時までに通知します。

5. 第2次選考

（1）選考方法

第1次選考通過者に対して、次のとおり行います。

選考日	令和4年1月11日（火）～1月28日（金） ※ 原則上記の間で実施します（土日祝日は除く）
実施方法	主として人物について、個別面接の方法で行います。

※ 第2次選考の実施日及び会場等については、第1次選考通過者に対して、第1次選考通過の通知と併せてお知らせします。

(2) 選考結果

令和4年2月4日(金)に、受験者全員に対して、申込時に使用された電子メールアドレス宛に電子メールにて通知します。

なお、電子メールについては当日の20時までには通知します。期日までに電子メールが届かない場合は、令和4年2月7日(月)の9時30分から18時00分間に厚生労働省大臣官房人事課の問い合わせ先にご照会ください。

第2次選考通過者(最終合格者)には、電子メールでの通知の他、追って文書にて通知します。

6. 採用日

令和4年4月1日(金)から6月1日(水)の間で、本人の希望等を考慮します。

7. 給与

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

例えば、大学卒業後、職務経験が7年で採用された場合は、月額が29.5万円程度(採用1年度目)となります(職務経験などにより異なります)。

また、この場合の年収は、採用1年度目で440万円程度、採用2年度目で490万円程度となります(注)。

(注)

- 令和4年4月1日に採用された場合の公募時点の給与水準による試算。
- 月額は俸給、地域手当、本府省業務調整手当の合計。
- 年収は俸給、地域手当、本府省業務調整手当、期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)の合計(扶養手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当を除く)。

なお、諸手当の支給額等については、次のとおりです。

- 扶養手当：扶養親族のある者に月額10,000円(子)等
- 地域手当(東京都特別区内に勤務する場合)：俸給等の20%
- 住居手当：賃貸アパート等に住み、家賃を支払っている者に、月額最高28,000円
- 通勤手当：交通機関を利用している者等に、定期券相当額(1か月当たり最高55,000円)等
- 期末手当・勤勉手当：1年間に俸給等の4.3か月
- 本府省業務調整手当：本府省の業務に従事する者に、行政職俸給表(一)3級の場合、月額17,500円

8. 勤務時間等

勤務時間は、原則として1日7時間45分で、土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇（年20日（4月1日採用の場合、採用の年は15日）。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等）、介護休暇等があります。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

9. 申込方法

以下のとおり電子メールによる受付のみとします。郵送や持参による申込は受け付けませんので、ご注意ください。

受付期間	<p>令和3年11月19日（金）～12月10日（金）中までの受信有効</p> <p>※ 電子メールのみによる受付</p> <p>※ 12月11日（土）0時以降に電子メールの受信があった場合には、受付は無効となりますので注意してください。</p>
必要書類	<p>① 身上申立書（様式1）</p> <p>② 職務経歴書（様式2）</p> <p>③ 小論文（様式3）</p> <p>※ 身上申立書（様式1）・職務経歴書（様式2）は同じファイルの別シートにあります。</p> <p>※ <u>必要書類を電子メールで提出する際は、ファイル名をそれぞれ「【氏名】身上申立書・職務経歴書」、「【氏名】小論文」としてください。</u></p> <p>（例）【厚生太郎】身上申立書・職務経歴書、【厚生太郎】小論文</p>
申込方法	<p>申込は、上記の必要書類①～③を必ず添付の上、以下の電子メールアドレス宛に送付してください。</p> <p>また、電子メールを送付する際には、件名に「係長級職員選考採用試験」と記載願います。</p> <p>■ 申込先電子メールアドレス <u>saiyou-senkou@mhlw.go.jp</u></p>

※ 点字による選考案内をご希望の方は、厚生労働省大臣官房人事課までご連絡ください。別途、点字による選考案内を郵送します。

点字による選考案内による申込の場合は、受付期間を猶予できる場合があります。

※ その他身体の障害等があるため、選考の際に何らかの措置を希望する場合は、あらかじめ厚生労働省大臣官房人事課の問い合わせ先まで申し出てください。

10. 個人情報の管理について

記入された個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に従

い適正に管理します。

1 1. 問い合わせ先

厚生労働省大臣官房人事課 任用第一係（係長級職員採用選考担当）

電話 03-5253-1111（内線：7018、7077）

※ 問い合わせは電話にて9:30～18:00（土・日曜日及び祝日等の休日は除く）の間をお願いします。